

## 記載事項変更届 添付書類（変更事項が確認できるもの）一覧

（入札参加資格審査申請後に下記事項について変更する場合は、記載事項変更届を提出してください。）

### ●記載事項変更届を提出される前にご確認ください●

(1) 下記の場合は、記載事項変更届の**提出は不要**です。

#### 【建設工事】

- 建設業許可の更新(5年毎)                      ■最新の経営事項審査結果
- 代表者又は受任者の**役職名のみ**の変更                      ■専任技術者の変更

(2) 建設業、建設関連業ともに**年度途中で、業種、登録部門の追加登録はできません。**  
業種等の追加は、次年度の追加受付の際にご申請ください。

## 【県内建設工事】

	添付書類	部数	備考	チェック (県使用欄)
1	「許可番号」「商号又は名称」「所在地(郵便番号含む)」「代表者氏名」「電話番号」に変更があった場合			
- ①	建設業許可の変更届(様式第22号の2)の写し (各土木事務所の受付印が押印されたもの)	1	①、②、③いずれかを添付	
- ②	【承継の場合】 承継承認通知書	1	①、②、③いずれかを添付	
- ③	【許可換え又は許可切れによる新規許可の場合】 建設業許可書 又は 許可証明書	1	①、②、③いずれかを添付	
2	入札参加資格の登録を受けた業種を取り下げる(廃業等)場合			
- ①	廃業届の写し(様式第22号の4)の写し (各土木事務所の受付印が押印されたもの)	1	①又は②を添付	
- ②	建設業許可の変更届(様式第22号の2)の写し (各土木事務所の受付印が押印されたもの)	1	①又は②を添付	
3	役員等の変更により佐賀県入札参加資格を申請する他の法人に、資本又は人事面に深い関係のある建設業又は建設関連業を営む会社(同族会社)がある場合			
- ①	出資状況等に関する調査票	1		

※企業の分割・合併等による変更については、事前に建設・技術課へ御相談ください。

※「出資状況等に関する調査票」の提出がないまま同族会社の関係性にある建設業又は建設関連業を営む会社が、同一の入札に参加したこと等が確認された場合、未提出の理由如何にかかわらず、契約の解除や指名停止措置の対象となる場合があります。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届について行政書士が届出を行う場合は委任状を添付してください。

## 【県外建設工事】

■ **本店以外の営業所に委任している場合**は、以下の記載事項にかかる変更届の**提出は不要**です。

＜本店の代表者名＞

＜本店の同一都道府県内における所在地の変更＞（例）福岡県福岡市→福岡県北九州市

＜本店の電話番号＞

■ ただし、本店の所在地変更で都道府県が変わる場合は、必要。（例）東京都→大阪府

	添付書類	部数	備考	チェック (県使用欄)
1 「許可番号」「商号又は名称」「所在地(郵便番号含む)」「代表者等氏名」「電話番号」に変更があった場合				
- ①	建設業許可の変更届(様式第22号の2)の写し（各土木事務所等の受付印が押印されたもの）	1	①、②、③いずれかを添付	
- ②	【承継の場合】 承継承認通知書	1	①、②、③いずれかを添付	
- ③	【許可換え又は許可切れによる新規許可の場合】 建設業許可書 又は 許可証明書	1	①、②、③いずれかを添付	
- ④	【本店以外の営業所に委任している場合】 委任状(指定様式あり)	1	指定様式の内容を満たせば任意様式で可	
2 入札参加資格の登録を受けた業種を取り下げる(廃業等)場合				
- ①	廃業届の写し(様式第22号の4)の写し（各土木事務所等の受付印が押印されたもの）	1	①又は②を添付	
- ②	建設業許可の変更届(様式第22号の2)の写し（各土木事務所等の受付印が押印されたもの）	1	①又は②を添付	
- ③	【本店以外の営業所に委任している場合】 委任状(県に提出済み委任状の写しで可)	1		
3 佐賀県内に営業所及び事業所を設置した場合				
- ①	法人設立・設置届(公的機関の受付印のあるもの)等、所在地等が確認できるもの	1		
	※ 当該営業所へ入札参加資格を委任する場合は下記6により提出してください。			
4 佐賀県内の営業所及び事業所を廃止する場合				
	添付書類はありません。記載事項変更届に必要事項を記載して提出してください。			
5 佐賀県内の営業所等における雇用人数に変更ある場合（佐賀県内又は県外に住民票を有する人数を変更した場合を含む）				
	添付書類はありません。記載事項変更届に必要事項を記載して提出してください。 雇用人数を変更した場合は、県内外どちらに住民票を有するか、その内訳を記載してください。			

裏面へつづく

## 【県外建設工事】

	添付書類	部数	備考	チェック (県使用欄)
6	入札参加資格の登録先を変更する場合(例:本店登録→支店へ委任、九州支社→佐賀営業所(委任先変更)など)			
	- ① 建設業許可の変更届(様式第22号の2)の写し (各土木事務所等の受付印が押印されたもの)	1		
	- ② 【本店以外の営業所に委任している場合】 委任状(指定様式あり)	1	指定様式の内容を満たせば任意様式で可	
7	役員等の変更により佐賀県入札参加資格を申請する他の法人に、資本又は人事面に深い関係のある建設業又は建設関連業を営む会社(同族会社)がある場合			
	- ① 出資状況等に関する調査票	1		
<p>(注) <u>委任先を変更する場合には、下記のようにすべての資格を有することができない場合があります。</u>            例:現時点九州支社で登録→佐賀営業所へ委任先を変更する場合            九州支社の入札参加資格業種(土木、管、電気、水道)            佐賀営業所の許可業種(土木、管)            →<u>この場合、電気、水道の2業種は佐賀営業所が許可を持っていないため引き継ぐことはできず、土木と管の2業種のみになります(電気、水道は入札参加資格取り下げ)。</u></p>				

※企業の分割・合併等による変更については、事前に建設・技術課へ御相談ください。

※「出資状況等に関する調査票」の提出がないまま同族会社の関係性にある建設業又は建設関連業を営む会社が、同一の入札に参加したこと等が確認された場合、未提出の理由如何にかかわらず、契約の解除や指名停止措置の対象となる場合があります。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届について行政書士が届出を行う場合は委任状を添付してください。